

アクティビティノート <第301号>

2022年2月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
 - 1-1 2022年2月度相談受付件数 ……p.2
 - 1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3～6
2. ちょっと注目 『 知って防ぐ着衣着火による事故 』 ……p.7～8
3. コラム 『 思わぬ事故に合わないための10原則 』 ……p.9～10

TOPICS

**知って防ぐ着衣着火による事故**

「着衣着火」をご存知ですか。着ている衣服に火が着いて燃え広がる現象のことですが、火傷の危険だけでなく、火災や死亡事故に発展することもあります。衣服の種類によっては、「表面フラッシュ現象」が起きて、大きな炎とともに燃え広がることがあります。着衣着火の注意点や対処方法を解説します。

**思わぬ事故に合わないための10原則**

様々な化学製品の事故相談を受けていると、こうしていれば防げたのにとすることがあります。事故は、ちょっとした注意で未然に防ぐことができるものです。そこで、“こうしていれば”を集めて「思わぬ事故に合わないための10原則」を作ってみました。

1. 相談業務

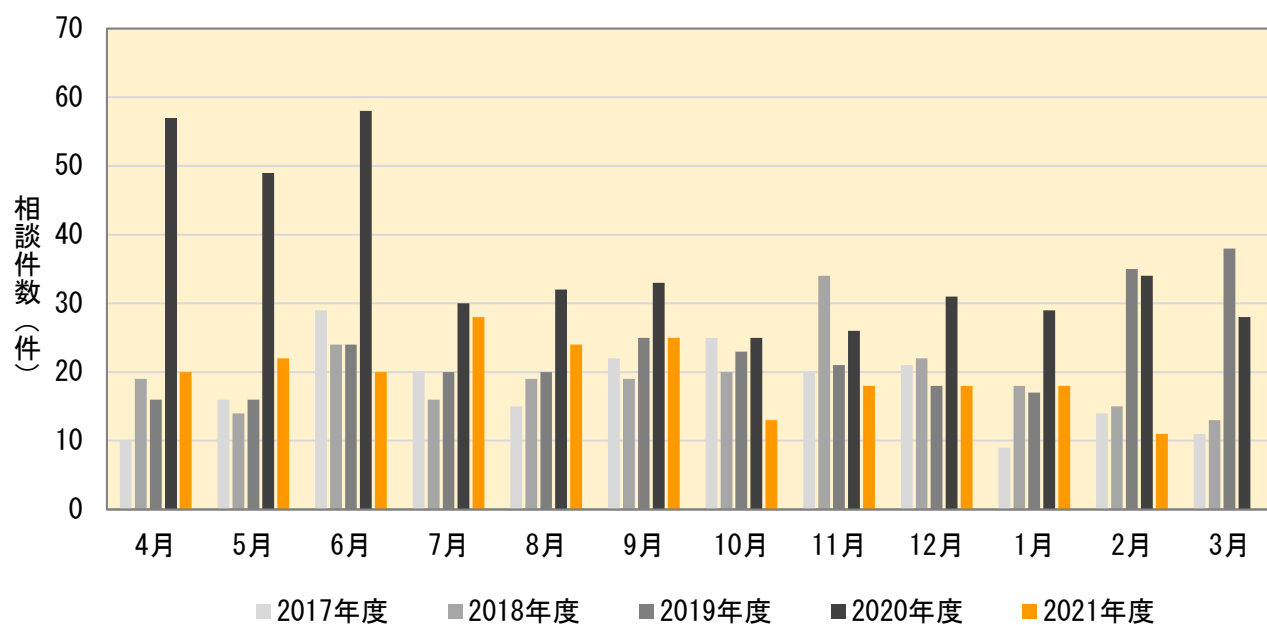
1. 1 相談受付件数

2022年2月度相談受付件数 (1/27~2/25 実働:20日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	1	0	0	4	0	5	46%
消費生活C・ 行政	0	1	0	1	0	2	18%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	4	0	4	36%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	1	1	0	9	0	11	
構成比	9%	9%	0%	82%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2017~2021年度)

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしてしています。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快とを感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしてしています。

◆事故クレーム関連相談

- ◆ <新築のコンセントから液だれし、火花が発生> 6年前に新築した壁の複数箇所のコンセント部から青い液が垂れてきて、火花が出るようになった。1年前にハウスメーカー〇〇社に申し出たところ、青い液は断熱材に使われているヘキサメチルトリエチレンテトラミンに起因し、青錆が発生したものであるとの回答であった。1年前にコンセントの交換対応はしてもらったが、再び青い液が出るようになった。〇〇社は、再度、コンセントの交換をして保護カバーをつけると言っている。青い液体が出てくる状態のまま保護カバーで覆ってしまっただけで漏電などから火災に繋がる危険性はないか不安である。配線の交換をしたほうがよいのではないか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒お伺いした状況で、漏電などから火災に繋がる危険性や本件の対応方法については、当センターでは知見がありません。お住まいの地域の消防署または電気保安協会に問い合わせ確認をされてはいかがでしょうか。

◆品質クレーム関連相談

- ◆ <食品用ラップに白い斑点があり、安全性に不安> 「〇〇社の食品用ラップを半分くらい使用したところでラップフィルムに白い斑点があることに気が付いた。現在、体調に異変はないが今後、身体に影響を及ぼすことはないか」との相談を受けている。素材などの詳細情報は聞き取れていないが、食品用ラップが白く変色する事例はあるか。〈消費生活C〉

⇒当センターの過去事例を調べましたが同様の事例はありませんでした。メーカーに現物を確認し説明を求めるよう伝えてみてはいかがでしょうか。一般情報として、食品用のラップフィルムは食品衛生法の規制を受けており、「食品、添加物の規格基準」に適合したものが製造され販売されています。

※追記：後ほど、消費生活センターに確認。相談者からメーカーに問い合わせ、白い斑点は製造上の問題で安全性には問題ないとの回答、該当品は商品交換で終了となったとのこと。

◆一般相談

- ◆ <ボイラーからの湯気で臭い付着と健康被害を受けた事例について> 事業者から相談を受けている。「事業者の隣の住人から事業者のボイラーの湯気が洗濯物にかかり、その洗濯物を着用したら異臭がして、皮膚にかゆみが出たと言われた。そのような事例は、10年以上操業し

ているが初めてのことである。どのように住人に対応をしたらよいか」と相談された。湯気がかかった洗濯物で臭いがつくことや皮膚に症状がでる事例があるのか。アドバイスをしてほしい。〈消費生活C〉

⇒ボイラーの湯気がかかることで洗濯物に異臭などがついてしまうことは否定できません。ボイラーの老朽化、メンテナンスなどが行われたことで何らかの成分が飛散し洗濯物に臭いが付着することが考えられます。一方、皮膚へのかゆみなどについては、今回の内容だけではボイラーからの成分との関係が明確ではありません。皮膚のかゆみについては、その原因が、当事者である住人によって特定されないと事業者の責任を問うことはできません。事業者は、ボイラーの状態や運用状況などの記録を確認することが必要です。また、現在の皮膚のかゆみについては、当事者が医療機関に相談して、原因物質の特定およびボイラー由来の成分である等の因果関係を明確にする必要があります。洗濯物の臭いと皮膚への影響のそれぞれの事例を確認し、事業者への対応を検討されてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈ペンキの臭いが強く赤ちゃんの食器が心配〉 階上で塗装工事が行われている。使用されたペンキの臭いが室内まで入ってきて赤ちゃんの食器に付いて影響が出てしまうのか心配。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒ペンキの臭いなども含め、一般的に臭いはごく微量でも認知されますがその程度の量では健康に影響が出る可能性は極めて低いと考えられます。臭いが食器に付くことで赤ちゃんへ影響を与えることについては、心配なする必要はないかと思います。気になるようでしたら食器を浸け置き洗いなどされることも良いかと思います。室内のペンキの臭いについては、屋外からの風向きや塗装工事による臭いの状態を確認した上で、部屋の換気をよくされてみてはいかがでしょうか。集合住宅のようですので、管理者等に現在の階下への臭いの状況を知らせて、塗装工事に対策を取るようお話されてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈塩素系漂白剤を希釈してテーブル等を拭いて、水拭きしなかった場合の安全性〉 台所用の塩素系漂白剤〇〇を希釈してテーブル等を拭いた後で水拭きをしなかった場合に、何か問題は起こるか。メーカーに確認したが、現在何か症状が無ければ影響はないと言われた。化学製品PL相談センターは以前にも相談したことがある。〈消費者〉

⇒塩素系漂白剤の希釈液のため、影響は少ないと考えられます。塩素系漂白剤は水拭きしなかった場合、空気中の炭酸ガスなどで分解され塩が残り、材質によっては影響を与える可能性があります。使用後は水拭きをして、正しい使い方を守るようにしましょう。

- ◆ 〈セスキ炭酸ソーダを含む掃除用製品の安全性について〉 8ヶ月前にセスキ炭酸ソーダを含むスプレータイプの掃除用製品を購入。パソコンや机などに付着している皮脂汚れを落とすために数回使用した。その後、使用していないものからもニオイがするようになった。ニオイを中和させるためにクエン酸のスプレーを使用したが変わらない。使用したセスキ炭酸ソーダを含む掃除用製品の安全性とセスキ炭酸ソーダはニオイがあるか教えてほしい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは個別の製品の成分や安全性に関する詳細情報は持ち合わせておりませんのでメーカーにお問い合わせください。セスキ炭酸ソーダにはニオイはありませんが、製

品の中には香料を使用しているものもあるようです。使用されてから数カ月経過しても製品のニオイが残ることは考えにくいことですが、気になるのであれば、換気を心掛けてください。

- ◆ <家庭用液体染料の安全性について> 妻が浴室で繊維を染めていた時に、浴室から塩素のような臭いがした。使用していたのは、家庭用液体染料〇〇で製品には成分や使用の際の臭いに関する表示は記載されていない。妻も自分も体調不良等の被害はないが、安全上問題があるのではないかと。消費者庁や消費生活センターに申し出たが、当該製品の 카테고리 では表示規制はないとのことで、化学製品 PL 相談センターが専門窓口であると紹介された。製品の安全性はどうか。〈消費者〉

⇒当センターは、個別の製品の成分や安全性についての情報は持ち合わせておりません。メーカーにお問い合わせください。表示については、雑貨品などの、消費者が日常生活で使用する家庭用品については、家庭用品品質表示法（家表法）によって対象品目が指定され、品目ごとに成分、使用方法、使用上の注意などを定めていますが、家庭用液体染料は家表法の対象品目外で、消費者庁の説明の通り表示規定はありません。PL法（製造物責任法）は、製造物の欠陥が原因で生命、身体または財産に損害を被った場合に、被害者が製造業者等に対して損害賠償を求めることができることを規定した法律です。PL法では、製品の表示に関しての具体的な規制はありませんが、製品による事故を防止・回避する適切な情報が知らされていなかった場合、指示・警告上の欠陥とみなされます。使い方などの情報が表示されていないことが原因で人の健康や財産に関わる損害が生じた場合には、製造業者等は製造物責任を問われ、損害賠償の責務を負います。

- ◆ <廃油せっけんについて> 通所型福祉施設の〇〇にて廃油せっけんを製造している。このせっけんを使用して起きた事例の対応方法について教えてほしい。化学製品 PL 相談センターはインターネットで調べた。〈事業者〉

⇒製品を使用して起きた状況について、使用した製品によることが明らかな場合は、製造者の責任が問われます。製品に記載されている用法、用量などに従い使用しているかなども判断には必要です。一般にせっけんの製造や販売については法律による表示義務が必要となります。下記を参考にされてはいかがでしょうか。

https://jsda.org/w/06_clage/4clean_203-4.html

- ◆ <シクロペンタノールの安全性について> 趣味と実益を兼ねて、おもちゃの模型を製作している。その際に溶剤としてシクロペンタノールを使用している。この物質の安全データシートの GHS 分類の危険有害情報に「皮膚に接触すると生命に危険」とある。健康に対する有害情報の皮膚腐食性・刺激性は「区分外」となっているのに、どういうことか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈事業者〉

⇒GHS の危険有害性情報の表示は、危険有害性クラスが急性毒性であり、危険有害性区分が、経皮で「区分 1」「区分 2」の場合、「皮膚に接触すると生命に危険」とすることが決められています。詳しくは、

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/files/ghs/ghs_text_8th/G

[HS_rev8_jp_document.pdf](#)) を参照して下さい。シクロペンタノールの安全データシートの表示は「皮膚に接触すると生命に危険」となります。使用の際にはまた、安全データシートに記載されている注意書きにあるように、適切な保護手袋、保護衣を着用し、万一皮膚に付着した場合は、多量の水と石けんで優しく洗うなど、記載されている応急処置で対処してください。皮膚腐食性や皮膚刺激性の無い物質でも、皮膚から吸収されてヒトの健康に障害を与えるものがあります。

- ◆ <次亜塩素酸水の空間噴霧について> 保育園の職員である。保育園と関係ある方から、次亜塩素酸水〇〇の空間噴霧をすすめられている。厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ホームページでは、消毒剤を空間に噴霧することはすすめられないとあるのだが、関係ある方からは、「〇〇は大丈夫」と言われ断り切れない。製品〇〇の安全性について教えてほしい。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈事業者〉

⇒当センターでは個別の製品の性能・品質、安全性などに関する詳細情報は持ち合わせておりません。当センターとしては、公的機関が発表している資料に基づいた説明をしています。次亜塩素酸水の空間噴霧については、既にご覧になっている、厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ホームページ

(<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013.html>) に、「安全面については、メーカーにおいて一定の動物実験などが行われているようです。ただ、消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を吸いこむことは、推奨できません。空間噴霧は無人の時間帯に行うなど、人が吸入しないような注意が必要です。なお、ウイルスを無毒化することを効能・効果として明示とする場合、医薬品・医薬部外品の承認が必要です。現時点で、「空間噴霧用の消毒薬」として承認が得られた次亜塩素酸水はありません。」とあります。公的機関からの発信情報を参考に判断されることをお勧めします。

- ◆ <業務用食器洗剤の製品化について> 業務用食器洗剤の販売を検討している。洗浄機器メーカーでテストが終了しており、洗剤の生産は委託先で行う。製品の販売にはどうしたらよいか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで調べた。〈事業者〉

⇒当センターは特定の企業・製品に関連したコンサルティング業務は行っておりません。業務用食器洗剤は雑貨品であり、製造販売には業界自主基準等により製品への記載内容が定められています。製品の表示内容は製品に記載された製造販売者の責任となります。関連の業界団体等にご確認されてはいかがでしょうか。



知って防ぐ着衣着火による事故

「着衣着火」をご存知ですか。着用している衣服に火が着いて燃え広がる現象のことですが、火傷の危険だけでなく、火災や死亡事故に発展することもあります。毎年約 100 人の方が亡くなる事故が発生しており、そのうちの 8 割以上が 65 歳以上の高齢者です。¹⁾



調理など、日常生活で火を使う機会は多く、衣服は可燃性ですから、思わぬ動作で衣服に火が着いてしまうことは充分考えられます。²⁾ しかし、「表面フラッシュ現象」といって、わずかな炎の着火で瞬間的に衣服の表面を火が走り、あっという間に燃え広がってしまうことはあまり知られていません。衣服の生地の上に細かい繊維が毛羽立っていると、その繊維にわずかな炎で火が着いて、起毛した衣服の全体に燃え広がる現象です。肌触りがよく、暖かな衣服には特に注意が必要です。

また、室内だけでなく屋外でも着衣着火には注意が必要です。屋外でのたき火やバーベキューなどの調理、そして花火などの火遊びでも衣服に火が着いて燃え広がることがあります。手指の消毒用にエタノールを使う機会も増えました。火には、十分注意することが大切です。

表面フラッシュ現象では、一瞬のうちに衣服全体に火がまわり、表面だけでなく生地にも燃え広がることもあり大変に危険です。表面フラッシュ現象は、素材と表面形状の条件が揃った場合に発生することが知られています。

- ① 綿やレーヨン等の易燃性のセルロース系の繊維素材であること。
- ② パイル・タオル地等のように生地の上に細かい繊維が起毛されていて、毛羽の間隔がある程度あり空気を含みやすい形状であること。
- ③ 生地の上に静電気等で毛羽立っていること。
- ④ 湿度が低いなど乾燥していること。

このような条件が満たされた時に表面フラッシュ現象が起きやすくなります。一方、ポリエステル、アクリル、ナイロン等の合成繊維については、生地の上に毛羽がある場合でも炎に接しても表面フラッシュ現象は起きにくいのですが、炎に接した部分が溶融して皮膚に付着し、やけどとなることがあり危険です。

「服に火が着けばさすがにすぐに気付くはず」と思われるかも知れませんが、気が付いたときには、想像以上に火が燃え上がっており、気が動転して的確な対応が迅速に取れないこともあります。特に立った姿勢の場合、炎は上に向いますので、頭部には目や呼吸をする鼻や口があり、重傷になりかねません。人間の皮膚は 70°C くらいの熱を 1 秒でも受けると皮膚組織が破壊されてやけどを起こします。また、程度にもよりますが、やけどの範囲が体表面積の 30 パーセント以上に及ぶと生命に危険が生じると言われており、着衣着火には大きな危険が伴います。

着衣着火の起こるメカニズムを理解して、起こさないための注意、もし起こってしまった時に慌てないための対処方法を知って、事故を未然に防ぎましょう。着衣着火を起こさないためには、次のような注意が必要です。

- ◆火を扱う時には、袖や裾の広がっている衣服は避ける。
- ◆エプロンや腕カバーなど、調理時に着用する衣服は燃えにくい繊維・形状のものを選ぶ。
- ◆ガスコンロの奥には料理道具や調味料などを置かないようにする。
- ◆直火でない電気ストーブも着火源になるので、近寄り過ぎないように気をつける。

着衣着火は、日常生活の中で、誰にでも起こる可能性があります。もし起こってしまったときは、次のような対応をしましょう。

- すばやく脱げる場合は衣服を脱ぎ捨てる。
- 近くにある水をかけて火を消す。(水道水、洗い桶の水、浴槽の水、花瓶の水、ジュースなど)
- 水がない時は、決して走り回らず、燃えているところを地面に押し付ける様に、その場で倒れこみ、転がって消火する^{※1}。

※1 「Stop、Drop and Roll(SDR)」と言って、アメリカで一般的に行われている方法です。

- ①Stop (止まる) : 走り回ると火の回りが速くなる
- ②Drop (倒れる) : 立っていると、火災が頭部に延焼し、頭部や気道を熱傷する恐れがある
- ③Roll (転がる) : 手で顔を覆うようにして、左右に転がり消火させる

日常の無意識に行っている何気ない動作で、衣服に火が燃え移り、それが重度のやけどや死亡事故にもつながることを知っておくことが防災意識を高めることになります。

1) 着衣着火に御用心！毎年約 100 人の方が亡くなっています！：消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_055/#wearing_clothes

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_055/assets/consumer_safety/cms205_211117_02.pdf

2) ガスコンロ「7.着衣着火」製品安全：製品評価技術基盤機構

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/sonota/03120101.html>



コラム 思わぬ事故に合わないための10原則

洗剤、化粧品などのトイレタリー製品、接着剤、殺虫剤などの様々な化学製品の事故相談を受けていると、こうしていれば未然に防げたのと思うことがあります。製品の欠陥が原因で損害を被ったケースは避けようがない面がありますが、自身の使い方に問題があったり、その製品に対する知識がなかったことが原因だったり、思い込みや勘違いが原因だったりする事故は、ちょっとした注意で未然に防ぐことができます。そこで、“こうしていれば”を集めて「思わぬ事故に合わないための10原則」を作ってみました。



①『警告表示』は絶対に守ること！

製品のパッケージには、その製品を事故無く上手に使うための注意表示が記載されていますが、その中で、守らないと身体・生命の危険を伴う事故に繋がる事柄を、分かりやすく端的に、大きな字で表示したものが『警告表示』です。警告表示には事故の際の危害の大きさにより、危険、警告、注意といった言葉が使われています（危険>警告>注意の順で危害の程度が大きい）。わかりやすい実例としては、塩素系漂白剤やカビ取り剤の「まぜるな危険」表示があります。

②製品を買うとき、使うときは用途を確認する！

すべての製品はある目的を達成するための手段として使われます。したがって用途はおのずと限定されるものです。メーカーはその用途での使用を前提に製品設計を行い、安全性が保たれるようにしています。用途外使用は事故に繋がる恐れがあるだけでなく、メーカーからの補償を受けられないことがあります。インターネット等で個人が、用途外使用を裏ワザとして紹介していることがあります。事故の際に補償してくれる訳ではありません。

③使用量や使用頻度を守る！

製品によっては過剰使用や高頻度使用が事故に繋がる場合があります。製品に記載されている使用量の目安や使用頻度を守って使うようにしましょう。

④異なる製品を同時に使用しない！

異なるタイプの製品を混ぜると、思わぬ事故に繋がる場合があります。例えば、トイレ用洗剤の中には塩素系の洗剤と酸性洗剤がありますが、これらは同時に使用すると有害な塩素ガスが発生する恐れがあります。両者には「まぜるな危険」の表示があり注意喚起されていますが、そもそも異なる製品は同時に使用しないようにしていればトラブルは起こりません。

⑤詰め替え製品は正しく選ぶ！

環境負荷の観点から多くの製品で詰め替え品が販売され、広く普及しています。詰め替え品は形状が似ていることから間違えてしまうことがあり要注意です。シャンプーとコンディショナーのよ

うに、同一ブランドで用途が違うものだけでなく、用途、ブランドが異なっても色や形状が似ていることから間違えてしまうこともあります。

⑥専用容器を使う、他の容器に移し替えない！

専用容器はそれぞれの製品の品質を保つように材質や仕様が決められています。例えば、酸性やアルカリ性の洗浄剤をアルミニウム製の飲料缶に入れるとアルミニウムと反応して水素ガスが発生し容器の内圧が上がって破裂する恐れがあります。塩素系のカビ取り剤などハンドスプレー製品はそれぞれの製品の特性に合わせてスプレー部分が設計されています。専用ではないスプレー部分を使うと泡状にならず、微細な液滴が飛び散ることがあり危険です。また、製品表示を確認することができなくなるのも好ましくありません。

⑦業務用・プロ用の製品に安易に手を出さない！

ホームセンターやインターネット通販で業務用・プロ用の製品を手に入れることができます。効果が高いだろうと期待して安易に使用すると思わぬ事故に繋がることがあります。業務用・プロ用の製品はそれなりの専門知識があることを前提にし、使用方法を守り、場合によっては防護具の使用や使用環境の整備が必要なことがあります。

⑧インターネット通販を利用する際は製品情報、メーカーとその連絡先を確認する！

インターネット通販を利用すれば居ながらにして何でも手に入れることができます。しかし、中には素性が明らかでない製品もあり、実際に様々なトラブルが発生しています。広告文句に惑わされずに、販売サイトの画面上で、使用上の注意や安全性に関連したものなど製品情報がしっかりと掲載されていること、メーカーがきちんと表示されており、製品に関する問い合わせやもしもの際の相談の連絡先が明記されているかを確認しましょう。

⑨子どもや認知症の方に注意する！

自分は注意しても、家族が事故にあうこともあります。特に注意が必要なのは子どもと認知症の方です。子どもの場合、1歳未満の乳幼児の誤飲・誤食には特に気を付けましょう。この時期の子どもはハイハイからやがて歩き出し、活動領域が広がり、手当たり次第に何でも口にに入れてしまいます。誤飲・誤食による急性中毒は、身体の小きな子どもには、少量でも影響を受けやすくなります。

認知症の方が、色々な製品を食品と間違えて誤飲・誤食する事故が増えています。毒性は高くなくても、嘔吐した際に気管から肺に嘔吐物が入ることがあり、誤嚥性肺炎を起こして重篤化することがあります。口に入れてほしくない物は置き場所に注意しましょう。

⑩わからないことはメーカーの相談窓口聞く！

製品のパッケージには、使い方、使用上の注意など、使用に際して必要な情報や、もしもの時の対応についてはだいたい掲載されています。しかし、限られたスペースに詰め込んで書かれているため、字が小さく読みにくいものです。確認したくても読み取れず、緊急を要する事柄は、メーカーの相談窓口聞くようにするとよいでしょう。

どれも実際に起こった事故事例からの教訓です。日々の生活で活用して頂ければ幸いです。

化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
 - ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
 - ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください)
- ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：菅沢(スガサワ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル

TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604

URL : <https://www.nikkakyo.org/plcenter/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。